

シルバー人材センターのインボイス制度の適用除外等求める

意見書の提出を求める陳情書

要旨

一般社団法人である大磯町シルバー人材センターの運営は非営利を原則として高齢者の健康維持や社会参加に重きを置いて「生きがい就業」を支えてきました。

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)において、免税事業者に該当していたシルバー人材センターの会員がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターは、会員に支払う配分金に含まれる消費税相当額の仕入控除が認められなくなります。これにより、シルバー人材センターは、配分金に含まれる消費税相当額を新たに負担しなければならなくなり、この新たな税負担の財源を確保することが困難となります。

シルバー人材センターの会員にとっては形式的に個人事業主であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、金銭的負担をせざるを得ないことにもつながり、高齢者のやる気や生きがいを削ぎ、地域社会の活力低下をもたらすことが懸念されます。

大磯町シルバー人材センターにとって新たな税負担はまさに死活問題であります。

よって、次の事項について国に意見書を提出してください。

陳情事項

- 1 消費税の特例措置として、シルバー人材センターに対してはインボイス制度の適用を除外すること。
- 2 適用除外が困難な場合は、シルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となるよう、必要な財源措置を講じること。

令和4年8月9日

大磯町議会議長

竹内 恵美子 様

陳情者

住所 中郡大磯町虫窪7

氏名 一般社団法人 大磯町シルバー人材センター

代表理事 矢部 輝雄

電話 0463 (70) 6241

